

## 函館市家庭用品品質表示法事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭用品品質表示法（昭和37年5月4日法律第104号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、函館市が処理することができることとされた事務の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で、「販売業者」とは、卸売業者を除く家庭用品の販売の事業を行う者をいう。

(処理する事務)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。ただし、第1号から第5号までに規定する事務は、販売業者の主たる事務所および店舗が市の区域内のみにあるものに限り行うものとする。

- (1) 法第4条第1項の規定により、販売業者に対し、表示事項を表示し、または遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。
- (2) 法第4条第3項の規定により、前号の指示に従わない販売業者があるときは、その旨を公表すること。
- (3) 法第10条第1項の規定により、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため、一般消費者の利害が害されている旨の申出を受理すること。
- (4) 法第10条第2項の規定により、前号の申出に係る必要な調査を行うこと。
- (5) 法第19条第2項の規定により、販売業者に対し、家庭用品品質表示法施行令（昭和37年9月29日政令第390号。以下「令」という。）第2条第2項に掲げる事項について報告をさせること。
- (6) 法第19条第2項の規定により、職員に販売業者の店舗、営業所、事務所または倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること。

(指示)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、改善指導に対する改善の意思が認められない、または改善計画書等を提出しつつ相当な理由なく改善を図ろうとしない販売業者に対し、前条第1号による指示を行うものとする。

(1) 販売業者が家庭用品の製造仕様の決定に当たっている場合であつて、家庭用品の表示事項の一部を表示せず、または遵守事項を遵守しない表示が付されているとき。

(2) 販売業者が表示票を故意に脱落、改変するなどの悪質な行為を行っているときと認められるとき。

2 指示は、文書により行うものとする。

3 指示を行った場合は、令第4条第6項の規定により、遅滞なく、家庭用品品質表示法施行規則（昭和37年9月29日通商産業省令106号。以下「規則」という。）第3条による報告書を、知事を経由して消費者庁長官に提出するものとする。

4 指示を行った場合は、原則として6か月以内に、改善状況を確認するため、当該販売業者について立入検査を実施するものとする。

（公表）

第5条 市長は、前条第4項の規定による立入検査において、表示の改善が図られていないと確認された販売業者のうち、違反状況が悪質と認められる場合または販売業者の改善の意思が認められない場合には、第3条第2号の規定により、公表を行うことができる。

2 市長は、公表を行う場合には、令第4条第5項の規定により、規則第2条による協議書を、知事を経由して消費者庁長官に送付し協議するものとする。

3 公表の方法は、市の広報紙や新聞発表など広く消費者に周知できる方法によるものとする。

（申出の受理）

第6条 市長は、一般消費者から第3条第3号に係る申出があつた場合、市に受理権限があり、次項の要件を満たすものを受理するものとする。

2 申出書には、家庭用品品質表示法に基づく申出の手續等を定める命

令（平成21年8月28日内閣府・経済産業省令第3号。以下「命令」という。）第1条に掲げる事項が、記載されていなければならない。

（申出に係る調査）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申出書を受理した場合は、遅滞なく、第3条第4号の規定による必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査は、第3条第5号の規定による報告の徴収もしくは第3条第6号の規定による立入検査により行い、または関係者当事者から事情を聴取することにより、事実確認を行うものとする。

3 市長は、第1項の調査により、申出の内容が事実であると認められた場合であって、当該販売業者に責任が認められるときは、第3条第1項の規定による指示を行うものとする。

（報告の徴収）

第8条 市長は、第3条第5号の規定により、販売業者から報告を徴収することができる。

2 報告をさせることができる事項は、令第2条第2項の規定により、表示事項を表示した家庭用品の品目別の数量もしくはその表示の状況および当該販売業者の販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合とする。

3 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものとする。

4 報告の徴収を行った場合には、令第4条第6項の規定により、遅滞なく、規則第4条による報告書を、知事を経由して消費者庁長官に提出するものとする。

（立入検査）

第9条 市長は、職員のうちから第3条第6号の規定する立入検査（以下「立入検査」という。）に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、法第19条第3項の規定により、命令様式第1による身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第7条第2項の規定による立入検査を行う場合のほか、毎年度当初に、立入検査計画を策定するものとし、これに従って立入検

査を実施する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施するものとする。

3 検査員は、立入検査に際し立入検査証を携行し、関係者に提示しなければならない。

4 立入検査すべき対象は、販売業者が販売または販売の目的で陳列している家庭用品、帳簿書類その他の物件とする。

5 立入検査は、法第3条に規定する表示に係る確認を基本とし、次の各号に重点をおいて実施するものとする。

(1) 表示を付していない家庭用品の販売または陳列の有無。

(2) 家庭用品に付されている表示の不適合の有無、および表示票の汚損、値札等の重貼、見やすさ等その他の管理状況。

(3) 表示に係る理解の度合いを聴取するほか必要に応じて法令の概要等を配付し、法令の趣旨の周知徹底を図ること。

6 立入検査の結果、法第3条に規定する表示に係る無表示品または不適正表示品の販売または陳列が確認された場合には、脱落等の偶発的な原因により無表示であった場合または内容が誤認されない程度の軽微な遵守事項違反である場合を除き、次の各号を実施するものとする。

(1) 再発防止指導 販売業者が家庭用品の製造仕様の決定に当たっている場合は、当該販売業者が表示を行い、その他の場合には、表示のある家庭用品を仕入れ、また仕入先には、表示のある家庭用品を納入するよう要請する等により、適正な表示のある家庭用品を販売すること、および疑わしい表示の家庭用品があった場合には、卸売業者または製造業者に問合せよう努める旨の指導をすること。

(2) 質問 販売業者に質問を行い、無表示品については、当該家庭用品の仕入先の名称、所在地、電話番号、仕入年月日および業態をできる限り確認し、また、不適正表示品については、当該家庭用品の表示者の名称、所在地および電話番号を確認すること。

(3) 事実確認書の徴取等 様式1の事実確認書を、販売業者から徴するものとし、その場合、当該事実確認書の写しを当該販売業者に交付すること。

(4) 報告書の提出 規則第5条第2項の規定により、遅滞なく規則様式第2による立入検査報告書を、知事を経由して消費者庁長官に提出すること。

7 前項第1号の指導後に改善が認められず、かつ法第4条第1項の規定による指示が必要な場合で、本市にその権限がないときは、速やかに知事あてに文書で通知するものとする。

8 立入検査を実施した場合、販売業者ごとに様式2の立入検査実施調査を作成し、保存するものとする。

9 立入検査実施結果については、令第4条第6項の規定により、その年度中の立入検査等の結果を取りまとめて翌年度の4月30日までに、規則様式第1による家庭用品品質表示法施行状況報告書を、知事を経由して消費者庁長官に提出するものとする。

(実施細則)

第10条 この要領に定めるもののほか、法に係る事態の実施に必要な事項は、市長が定めることができる。

#### 附 則

1 家庭用品品質表示法の規定に基づく販売業者に対する立入検査実施要領（平成14年4月1日制定）については、これを廃止する。

2 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

3 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

4 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。